

市民病院パワハラ医師からの損害補償

最高裁不受理、市が敗訴4129万円の支払い

碧南市民病院でのパワハラ裁判の経緯

昭和63年5月 市民病院診療開始
 平成9年4月 歯科口腔外科開設
 平成8年10月 部長職で原告医師就任
 平成19年4月 歯科口腔外科副医長うつ状態で6月30日退職
 平成20年4月 歯科口腔外科に採用された研修医、病気休暇により平成21年3月末退職。
 平成21年4月 歯科口腔外科に採用された研修医、自律神経失調症により病気休暇、平成23年3月末退職。
 平成22年10月3日 患者の父親から医師の暴言にクレーム。副院長、経営管理部長が謝罪。
 平成22年11月28日 市長に投書。病院に伝えたが何の措置もなし。
 平成23年5月3日 患者女性の夫から、医師の暴言に対してクレーム。
 平成23年8月1日 中日新聞に投書2通。記者から事実確認の問い合わせあり。
 平成23年8月～11月 病院長、事務部長、医療安全管理室看護師長が歯科口腔外科の医師、研修医などに、聞き取り調査。すでに退職した医師にはしなかった。
 平成23年11月9日 病院長と事務部長が医局に、医師の移動を要請。
 平成23年11月11日 原告医師が病院長と事務部長と面談。退職勧奨を告げる。原告は調査を求めたが病院長、事務部長は拒否。
 平成23年11月13日 医局に原告医師からメール送信。
 平成23年11月15日 原告医師が病院長の対応について弁護士に相談したことなど、メールで医局に送る。
 平成23年11月17日 病院長が、再度医局を訪問。退職勧奨とパワハラを原告が否定反論したと伝える。
 平成23年11月18日 医局から原告医師にメール。「この地方の医療界が医局で起きたことをりることになる」などの内容。
 平成23年11月21日 碧南歯科医師会会長が病院長に事件の調査を依頼したが拒否された。
 平成23年12月11日 原告医師から医局長にメール。返送メールあり。平成24年1月20日市役所秘書情報課長と面談。公平委員会への苦情処理相談の申し立てをした。
 平成24年2月7日 退職医師は「原告と関係ない」とメールで原告に。
 平成24年2月9日 原告が病院長に退職勧奨の撤回を求める。拒否される。
 平成24年2月24日 原告医師医局に経緯をメール。
 平成24年3月2日 医局、後任医師が決まっていることなどメール。
 平成24年3月9日 市公平委員会が事案の処理の打ち切りを通知。
 平成24年3月31日 原告医師 退職。
 平成25年6月6日 調停申し立て不調に。
 平成25年9月6日 損害賠償請求の提訴
 平成28年2月23日 結審。被告ねぎた市長に原告 要求金額4378万9726円の支払い要求の判決
 平成28年3月8日 碧南市が名古屋高等裁判所に控訴
 平成28年11月11日 判決。4,128万9726円に減額
 平成28年11月24日 碧南市が上告受理申し立て
 平成29年7月25日 最高裁不受理。
 平成29年8月10日 議会全員協議会予定。
 平成29年8月17日 臨時議会予定。



以上判決文より筆者が要約
 ※病院長は、口囲みの2回しか本人にあっていない。
 ※下線は、医局への市の働きかけが不当として争われた。

雇用者としてのイロハが不備

確定判決によると、男性がパワハラをしていという投書が市役所などにあり、男性は否定したが、病院側から退職を勧められて2012年3月に辞めました。

1審・名古屋地裁判決は、男性は自由な意思決定を妨げる違法な退職勧奨を受けたと指摘し、約4179万円の賠償を命じた。2審の名古屋高裁も違法性を認めたが、当時の状況から慰謝

問われる市長・病院長などの責任

7月25日、碧南市民病院の元医師から損害賠償を求め提訴され、最高裁は碧南市の上告を不受理と決定しました。碧南市は敗訴し4129万円の賠償金を支払うことになりました。

昭和63年から、市民病院に勤務していた男性歯科医師(63)がパワハラを理由に違法な退職勧奨を受けたとして、市に損害賠償を求めた訴訟で、最高裁第3小法廷(木内道祥裁判長)は碧南市の上告を受理しない決定をし、2審判決が確定した。

賠償金は、市長の退職金と減給で

料を50万円減額しました。

碧南市が、市民病院医師を直接雇用している責任を自覚せず、大学病院に、進退を依存したことに、3たび、市の姿勢にダメ押しがされたのです。

彌田市長が、就任したのは平成20年4月です。まさに、今回訴訟をした医師が、パワハラを行っていたるまっただ中でした。以降現在まで市長として、医局長や、病院幹部や職員とともに、打つべき手段があったはず。結局、市の最高責任者として、市民病院での医師による横柄な言動を見逃してきたことになりました。市民や患者、職員への影響の大きさを考えれば、その責任を最大限取るべきではないでしょうか。

臨時議会で賠償金の支払い決定

市長は、8月10日に議会全員協議会を開催し議会に報告。17日に臨時議会で賠償金の支払いを、決定します。いまだに、市長や院長、当時の市の幹部などへの懲罰は明らかにしていません。職員と雇用者との、民主的な関係が構築さ

改めて働きやすい職場に

今回の判決は、碧南市民病院と市当局が自ら採用した医師に対して、雇用責任を果たさず「医局の教授」を通じて、医師の退職勧告をしたことに対して労働法制上からも明確に違法と断じたものです。碧南市民病院は、基本理念に『温かな、心のこもった医療の提供』のもとに、地域に信頼され選ばれる病院、職員が誇りを持って働ける病院を目指すとし、医の倫理にもとづいて、すべての人に平等に人格、権利を尊重して、心のこもった医療を行います。職員は誠実な人柄と品位を持ち、日々その維持、向上に努めます。としています。改めて基本理念と働きやすい職場への努力を求めたいです。

武豊石炭火力発電所に環境省が、また

全国49期の新設で温暖化危惧

石炭火力発電所の建設をこのまま進めていいのか。中部の環境を考える会が名古屋市内で開いたシンポジウム（6月18日）では、二酸化炭素の大量に排出による気候変動の加速、窒素酸化物や硫酸酸化物など大気汚染物質の増加などを危惧する声相次ぎました。

安倍政権は、2014年に閣議決定した国の「エネルギー基本計画」で、石炭を原発と並んで「重要なベースロード電源」と位置付け、石炭火力発電所の建設ラッシュを推進しています。NPO法人・気候ネットワークの調査によれば、全国で49基の新規計画（12年以降）があります。

北半球1の碧南410万kw+107万kw

愛知県内では中部電力が石炭火力として北半球一の規模（総出力410万kw）の碧南火力発電所（碧南市）を営業運転中です。石油を燃料としている老朽化した武豊火力発電所（武豊町）を廃止し、石炭火力発電所（出力107万kw）に建て替える計画を発表し、環境省は、8月1日、「武豊火力発電所リプレイス計画環境影響評価準備書」（中部電力株式会社）に対する環境大臣意見を経済産業大臣に提出しました。意見では、石炭火力発電を巡る環境保全に係る国内外の厳しい状況を指摘した上で、事業者においては石炭火力発電に係る環境保全からの事業リスクが極めて高いことを改めて自覚し、2030年度及びそれ以降に向けた本事業に係る二酸化炭素（CO2）排出削減の取組への対応の道筋が描けない場合には事業

戦争する国ノ19行動

今回は8月19日（土）

午前11時～12時

ヤマナカ前

実施を再検討することを含め、事業の実施についてあらゆる選択肢を勘案して検討することが重要であるとしています。

碧南市長も意見提出

碧南市長も、5月24日付けで、美浜町、武豊町、半田市とともに「市民の生活環境に十分配慮するとともに、環境保全に万全を期すこと」と意見を提出しています。

G7で新規計画は日本だけ

シンポジウムでは、気候ネットワークの山本元さんが、「2015年のパリ協定で世界は『化石燃料時代の終わり』に合意した」と述べ、イギリスやフランスの動きを紹介し、主要国（G7）で石炭火力の新規計画を進めようとしているのは日本だけと指摘。日本国内でも各地で反対運動が起き、関西電力の赤穂発電所（兵庫県赤穂市）の重油・原油から石炭への転換計画を中止に追い込んだとのべました。

石炭灰で、三河湾汚染が

竹内恒夫・名古屋大学大学院教授は石炭火力発電所から出る石炭灰の環境問題に言及しました。石炭灰はセメント原料や土木建築資材に利用してきたが利用量は年々減少しているとの述べ、碧南石炭火力発電所も利用出来ずに残った石炭灰を中電処分場で埋め立てているが、まもなく満杯になると指摘。「武豊石炭火力発電所は石炭灰の処理を発電所前の海域に埋める計画だが、石炭灰には水銀などは様々な物質が含まれており、碧南と武豊の2つの石炭火力発電所に挟まる三河湾の環境悪化が懸念される」と語りました。

県議会で共産党が中止求める

県議会では日本共産党の下奥奈歩県議が振興環境委員会（6月27日）で質問し、石炭火力はどんな高い技術を用いても、天然ガス火力の2倍の二酸化炭素を排出することをあげ、「武豊石炭火力発電所計画はパリ協定に反する」と述べ、計画中止を求めました。

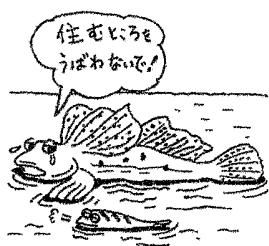
武豊石炭火力発電所の事業概要

- ・ 名称 武豊火力発電所リプレイス計画
- ・ 事業者 中部電力株式会社
- ・ 計画位置 愛知県知多郡武豊町

- ・ 燃料 石炭（木質バイオマス混焼）
- ・ 発電方式 汽力
- ・ 出力 107万kw
- ・ 工事開始時期 平成30年（予定）
- ・ 運転開始時期 平成34年（予定）

問題あり上下水道の民営化 自治体学校に参加して 磯貝明彦

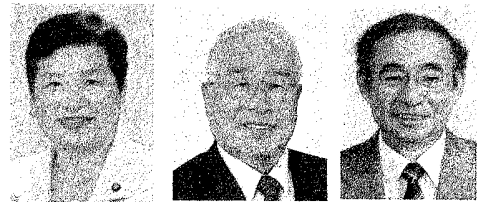
自治体学校in千葉の分科会では、植草学園大学で「上下水道のコンセンション（民営化）・広域化は住民から『いのちの水』を奪う！』と題した分科会に参加しました。香川県丸亀市・三重県伊賀市・京都府福知山市・大阪府交野市・千葉県内・宮城県内・大阪市・奈良市・浜松市・滋賀県大津市・埼玉県秩父郡小鹿野町など11自治体の民営化への動きや問題点が報告されました。どこでも住民の反対の声が上がっています。国は「成長戦略」として上下水道事業の民営化（コンセンション方式導入）を推進し、同時に、現在は原則市町村単位である水道事業を都道府県単位で2～3事業体に経営統合、広域化しようとしています。こうしたやり方では、住民の声が行政や事業体に届かない仕組みとなってしまう。先の国会で継続審議となり、水道法「改正」が次期国会でねらわれています。命の水まで、企業利益の対象にはなりません。碧南市でも、住民のための上下水道事業は責任ある公営で行うために頑張らねばと思いました。



訂正

前号の自治体学校の記事で「公民館正規職員について「廃止」を「配置」に修正し、お詫びします。

日本共産党碧南市議員団



山口はるみ 岡本守正 磯貝明彦
☎42-8940 ☎41-5357 ☎48-2718
三度山町2-70-4 笹山町6-29 若松町3-253